

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 1 投法人 1 2

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年3月5日

【発行者名】 日本プライムリアルティ投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 城崎 好浩

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲一丁目4番16号

【事務連絡者氏名】 株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント
取締役財務部長 埜村 佳永

【電話番号】 03-3231-1051

【発行登録の対象とした募集内国投資証券に係る投資法人の名称】 日本プライムリアルティ投資法人

【発行登録の対象とした募集内国投資証券の形態】 投資法人債券（短期投資法人債を除く。）

【今回の募集金額】 30億円

【発行登録書の内容】

(1) 【提出日】 2019年10月31日

(2) 【効力発生日】 2019年11月8日

(3) 【有効期限】 2021年11月7日

(4) 【発行登録番号】 1 投法人 1

(5) 【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 100,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
1 投法人 1 1	2020年11月19日	6,000百万円	-	-
実績合計額（円）		6,000百万円 (6,000百万円)	減額総額（円）	なし

（注）実績合計額は、券面総額又は振替投資法人債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）にもとづき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 94,000百万円
(94,000百万円)

（注）残額は、券面総額又は振替投資法人債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）にもとづき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

該当事項はありません。

第2【新投資口予約権証券】

該当事項はありません。

第3【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】

（1）【銘柄】

日本プライムリアルティ投資法人第26回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）（以下「本投資法人債」といいます。）

（2）【投資法人債券の形態等】

社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本投資法人債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」といいます。）第115条で準用する第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた投資法人債であり、社債等振替法第115条で準用する第67条第1項の定めに従い投資法人債券を発行することができません。ただし、社債等振替法第115条で準用する第67条第2項に規定される場合には、本投資法人債の投資法人債権者（以下「本投資法人債権者」といいます。）は日本プライムリアルティ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）に投資法人債券を発行することを請求できます。この場合、投資法人債券の発行に要する費用は本投資法人の負担とします。かかる請求により発行する投資法人債券は無記名式利札付に限り、本投資法人債権者は当該投資法人債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割又は併合は行いません。

信用格付

本投資法人債について信用格付業者から取得した信用格付及び取得日、申込期間中に信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下の通り。（電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の信用格付業者の連絡先）

株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」といいます。）

信用格付：AA - （取得日 2021年3月5日）

入手方法：R&Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」の「ストラクチャードファイナンス、投資法人、ファンド信用格付」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されています。

問合せ電話番号：03- 6273-7471

信用格付は債務履行の確実性（信用リスク）についての現時点における信用格付業者の意見であり事実の表明ではありません。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、又は情報もしくは債務に対する保証ではありません。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではありません。信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、又は情報の不足等により取り下げられることがあります。信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報（発行体から提供された情報を含みます。）を利用していますが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではありません。

（3）【券面総額】

本投資法人債についての投資法人債券は原則として発行しません。

なお、振替投資法人債の総額は金30億円です。

（4）【各投資法人債の金額】

1億円

（5）【発行価額の総額】

金30億円

（ 6 ）【発行価格】

各投資法人債の金額100円につき金100円

（ 7 ）【利率】

年0.760パーセント

（ 8 ）【利払日及び利息支払の方法】

本投資法人債の利息は、払込期日の翌日から別記「（ 9 ）償還期限及び償還の方法」に記載の償還期日までこれをつけ、2021年9月16日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月及び9月の各16日にその日までの前半が年分を支払います。ただし、半年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半年の日割をもってこれを計算します。

利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げます。

償還期日後は本投資法人債には利息をつけません。

（ 9 ）【償還期限及び償還の方法】

本投資法人債の元金は、2036年3月14日（以下「償還期日」といいます。）にその総額を償還します。

本投資法人債の償還金額は、各投資法人債の金額100円につき金100円とします。

償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げます。

本投資法人債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「（18）振替機関に関する事項」に記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができます。

（ 10 ）【募集の方法】

一般募集

（ 11 ）【申込証拠金】

各投資法人債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当します。

申込証拠金には利息をつけません。

（ 12 ）【申込期間】

2021年3月5日

（ 13 ）【申込取扱場所】

別記「（16）引受け等の概要」に記載の引受人の本店及び国内各支店

（ 14 ）【払込期日】

2021年3月16日

（ 15 ）【払込取扱場所】

該当事項はありません。

（ 16 ）【引受け等の概要】

本投資法人債の引受け等の概要は以下のとおりです。

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	3,000	1 引受人は、本投資法人債の全額につき買取引受を行います。 2 本投資法人債の引受手数料は各投資法人債の金額100円につき金50銭とします。
計		3,000	

（ 17 ）【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】

該当事項はありません。

（ 18 ）【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

（ 19 ）【投資法人の登録年月日及び登録番号】

登録年月日 2001年10月18日

登録番号 関東財務局長第10号

（ 20 ）【手取金の使途】

本投資法人債の払込金額3,000百万円から発行諸費用の概算額31百万円を控除した差引手取概算額2,968百万円は、2021年7月5日に返済期限が到来する短期借入金60億円のうち、一部の期限前弁済資金に充当する予定です。

（ 21 ）【その他】

1．財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

2．投資法人債管理者の不設置

本投資法人債は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第139条の8ただし書の要件を充たすものであり、本投資法人債の管理を行う投資法人債管理者は設置されておらず、本投資法人債権者は自ら本投資法人債を管理し、又は本投資法人債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行います。

3．担保及び保証の有無

本投資法人債には担保及び保証は付されておらず、また本投資法人債のために特に留保されている資産はありません。

4．財務上の特約

（ 1 ）担保提供制限

本投資法人は、本投資法人債発行後、本投資法人債の未償還残高が存する限り、本投資法人が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保投資法人債（ただし、投信法第139条の8に基づき、投資法人債管理者が設置されている無担保投資法人債を除きます。）のために担保権を設定する場合は、本投資法人債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定します。

（ 2 ）その他の特約

前号により本投資法人債のために担保権を設定する場合は、本投資法人は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告します。

5．期限の利益喪失に関する特約

（ 1 ）本投資法人は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本投資法人債権者からの書面による請求を受けた日から5銀行営業日を経過した日に、請求を受けた各投資法人債について期限の利益を喪失します。ただし、本投資法人が当該請求を受けた日から5銀行営業日以内に当該事由が補正又は治癒された場合は、この限りではありません。

本投資法人が別記「（ 9 ）償還期限及び償還の方法」の規定に違背し、5銀行営業日以内に本投資法人がその履行をしないとき。

本投資法人が別記「（ 8 ）利払日及び利息支払の方法」の規定に違背し、10銀行営業日以内に本投資法人がその履行をしないとき。

本投資法人が別記「（ 21 ）その他 4．財務上の特約（ 1 ）担保提供制限」の規定に違背したとき。

本投資法人が本投資法人債以外の投資法人債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

本投資法人が投資法人債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは本投資法人以外の社債又はその他の借入金債務に対して本投資法人が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（外貨建ての場合はその邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではありません。

（ 2 ）本投資法人は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本投資法人債権者からの請求の有無にかかわらず、本投資法人債総額についてただちに期限の利益を喪失します。

本投資法人が、自らについて破産手続開始、再生手続開始もしくはその他適用ある倒産手続開始の申立てをし、又は解散（合併の場合を除きます。）の決議をしたとき。

本投資法人が破産手続開始、再生手続開始もしくはその他適用ある倒産手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

本投資法人が、投資法人としての登録を取り消されたとき。ただし、合併による場合で、合併後の投資法人が本投資法人債上の債務全額を承継する場合は、この限りではありません。

本投資法人の純資産の額が、投信法上の最低純資産額を下回り、内閣総理大臣から投信法第215条第2項に基づく通告を受けた場合で、当該通告に規定された期間内に治癒を図ることができなかつたとき。

- (3) 期限の利益を喪失した本投資法人債の元本は、ただちに支払われるものとし、直前の利息支払期日の翌日から、期限の利益喪失日まで、別記「(7) 利率」に記載の利率による経過利息をつけるものとします。ただし、期限の利益喪失日に弁済の提供がなされなかつた場合には、当該元本及び期限の利益喪失日までの経過利息について、期限の利益喪失日の翌日から、現実の支払いがなされた日又は弁済の提供がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「(7) 利率」に記載の利率による遅延損害金をつけるものとします。

6. 投資法人債権者に通知する場合の公告の方法

- (1) 本投資法人債に関して本投資法人債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、本投資法人の投資法人規約所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行する各1種以上の新聞紙（重複するものがあるときは、これを省略することができます。）に掲載する方法によりこれを行います。
- (2) 本投資法人が投資法人規約の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがあるときを除いて、電子公告の方法により、本投資法人債に関する本投資法人債権者に対する公告を行うものとします。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、本投資法人の投資法人規約所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行する各1種以上の新聞紙（重複するものがあるときは、これを省略することができます。）に掲載する方法によりこれを行います。

7. 投資法人債権者集会に関する事項

- (1) 本投資法人債及び本投資法人債と同一の種類（投信法第139条の7で準用する会社法第681条第1号に定める種類をいいます。以下同じ。）の投資法人債（以下「本種類の投資法人債」と総称します。）の投資法人債権者集会は、本投資法人がこれを招集するものとし、投資法人債権者集会の日の3週間前までに投資法人債権者集会を招集する旨及び投信法第139条の10第2項で準用する会社法第719条各号所定の事項を別記「(21) その他 6. 投資法人債権者に通知する場合の公告の方法」に定める方法により公告します。
- (2) 本種類の投資法人債の投資法人債権者集会は、東京都においてこれを行います。
- (3) 本種類の投資法人債の総額（償還済みの額を除きます。また、本投資法人が有する本種類の投資法人債の金額の合計額は算入しません。）の10分の1以上にあたる本種類の投資法人債を有する投資法人債権者は、本投資法人に対し、投資法人債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を本投資法人に提出して本種類の投資法人債の投資法人債権者集会の招集を請求することができます。

8. 追加発行

本投資法人は、随時、本投資法人債権者の同意なしに、本投資法人債と払込金額を除く全ての事項（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「投信法施行規則」といいます。）第180条所定の各事項を含みます。）において同じ要項を有し、本投資法人債と併合されることとなる同一種類の投資法人債を追加発行することができます。

9. 投資法人債要項の公示

本投資法人は、その本店に本投資法人債の投資法人債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供します。

10. 投資法人債要項の変更

- (1) 本投資法人債の投資法人債要項に定められた事項（ただし、別記「(21) その他 1. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人」、別記「(21) その他 11. 一般事務受託者」ないし別記「(21) その他 13. 資産保管会社」を除きます。）の変更は、法令に別段の定めがあるときを除き、投資法人債権者集会の決議を要するものとし、当該決議に係る裁判所の認可を必要とします。
- (2) 裁判所の認可を受けた前号の投資法人債権者集会の決議は、本投資法人債の投資法人債要項と一体をなすものとします。

11. 一般事務受託者

- (1) 本投資法人債に関する一般事務受託者

本投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務(投信法第117条第1号関係)

みずほ証券株式会社

別記「(21)その他 1.財務代理人、発行代理人及び支払代理人」に定める財務代理人、発行代理人及び支払代理人に委託する発行及び期中事務(投信法第117条第3号及び第6号関係)

株式会社みずほ銀行

なお、投信法施行規則第169条第2項第4号に規定する投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務は、別記「(18)振替機関に関する事項」に記載の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払代理人及び口座管理機関を経て処理されます。

投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務(投信法第117条第2号関係)

株式会社みずほ銀行

(2)本投資法人債に関する事務を除く一般事務受託者(投信法第117条第2号から第6号関係)

みずほ信託銀行株式会社

12.資産運用会社

株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント

13.資産保管会社

みずほ信託銀行株式会社

14.申込等

みずほ証券株式会社は、募集に際して、払込金額と同額の申込証拠金を申込者より徴収し、これを払込期日に払込金に振替充当します。申込証拠金には利息をつけません。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第37期(自 2020年1月1日 至 2020年6月30日) 2020年9月28日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類である2020年9月28日付の有価証券報告書(以下「参照有価証券報告書」といいます。)に関して、参照有価証券報告書提出日以後本発行登録追補書類提出日現在までに補完すべき情報は、以下に記載の通りです。

以下における将来に関する事項は、別段の記載のない限り、本発行登録追補書類提出日現在において本投資法人が判断したものです。

なお、参照有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、以下の補完すべき情報に関するものを除き、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はありません。

1. 第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (1) 主要な経営指標等の推移 b. 事業の状況

<参考情報>

資産の取得について

本投資法人は、参照有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日現在までの間に、以下の資産を取得しています。

<大手町フィナンシャルシティ ノースタワー(持分割合5.7%)>

所在地	: 東京都千代田区大手町一丁目9番5号
所有形態	: 土地: 所有権(共有) 建物: 区分所有権[地下4階~地上1階の一部、地上3階~5階の一部、地上24階~28階](共有持分22.5%)
敷地面積	: 15,838.93㎡
建物延床面積	: 239,769.07㎡
構造	: 鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下4階付35階建
竣工年月	: 2012年10月
テナント数	: 9
総賃貸可能面積	: 4,191.96㎡
総賃貸面積	: 4,089.00㎡
稼働率	: 97.5%

(注)テナント数、総賃貸可能面積、総賃貸面積、稼働率は2020年12月22日現在の数値を記載しています。

売買条件	
取得価格	: 11,400百万円
資産の種類	: 不動産
取得日	: 2020年12月24日

資産の譲渡について

本投資法人は、参照有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日現在までの間に、以下の資産を譲渡しています。

< JPR博多ビル >

資産の種類	: 不動産を信託財産とする信託受益権
譲渡価格	: 4,100百万円
契約日	: 2020年12月22日
譲渡日	: 2020年12月24日(35%)、2021年3月29日(65%)(予定)
損益に及ぼす影響	: 第38期(自2020年7月1日至2020年12月31日)において、営業収益として不動産等売却益約414百万円、第39期(自2021年1月1日至2021年6月30日)において、営業収益として不動産等売却益約784百万円を計上する予定です。

2. 第二部 投資法人の詳細情報 第5 投資法人の経理状況 1 財務諸表（7） 附属明細表 投資法人債明細表
表 及び 借入金明細表

投資法人債明細表

銘柄	発行年月日	第37期末 残高 (千円)	第38期 増加額 (千円)	本発行登録 追補書類提 出日現在の 残高 (千円)	利率	償還期限	用途	担保
第7回無担保投資法人債 (注1)	2006年12月14日	4,500,000	-	4,500,000	2.900%	2026年12月14日	(注2)	無担保
第18回無担保投資法人債 (注1)	2013年5月31日	2,000,000	-	2,000,000	1.460%	2023年5月31日		
第19回無担保投資法人債 (注1)	2014年2月5日	5,000,000	-	5,000,000	1.110%	2024年2月5日		
第21回無担保投資法人債 (注1)	2014年7月22日	4,000,000	-	4,000,000	1.278%	2026年7月22日		
第22回無担保投資法人債 (注1)	2014年12月4日	3,000,000	-	3,000,000	0.831%	2024年12月4日		
第23回無担保投資法人債 (注1)	2018年5月31日	3,000,000	-	3,000,000	0.550%	2028年5月31日		
第24回無担保投資法人債 (グリーンボンド) (注1)	2019年7月31日	5,000,000	-	5,000,000	0.570%	2029年7月31日		
第25回無担保投資法人債 (グリーンボンド) (注1)	2020年11月26日	-	6,000,000	6,000,000	0.510%	2030年11月26日		
合計		26,500,000	6,000,000	32,500,000				

(注1) 特定投資法人債間限定同順位特約付です。

(注2) 資金用途は、不動産又は不動産信託受益権の購入資金（付帯費用を含みます。）、借入金の返済資金及び投資法人債の償還資金等です。

(注3) 第39期における2021年3月5日時点の増減はありません。

借入金明細表

借入先	第37期末 残高 (千円)	第38期 増加額 (千円)	第38期 減少額 (千円)	本発行登録 追補書類提 出日現在 の残高 (千円)	利率 (注1) (注2)	返済期限	用途	摘要
短期借入金							(注3)	無担保・ 無保証
株式会社みずほ銀行	-	6,000,000	-	6,000,000	0.178%	2021年7月5日		
合計	-	6,000,000	-	6,000,000				

借入先	第37期末 残高 (千円)	第38期 増加額 (千円)	第38期 減少額 (千円)	本発行登録 追補書類提 出日現在 の残高 (千円)	利率 (注1) (注2)	返済期限	用途	摘要
長期借入金							(注3)	無担保・ 無保証
株式会社みずほ銀行	3,000,000	-	3,000,000	-	0.970%	2020年11月27日		
株式会社みずほ銀行	3,000,000	-	-	3,000,000	0.351%	2021年3月30日		
株式会社みずほ銀行	4,000,000	-	-	4,000,000	0.400%	2022年3月30日		
株式会社みずほ銀行	5,000,000	-	-	5,000,000	1.178%	2023年6月27日		
株式会社みずほ銀行	2,000,000	-	-	2,000,000	1.011%	2024年3月11日		
株式会社みずほ銀行	2,000,000	-	-	2,000,000	1.056%	2025年3月24日		
株式会社みずほ銀行	5,000,000	-	-	5,000,000	0.804%	2026年2月4日		
株式会社みずほ銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.795%	2027年11月19日		
株式会社みずほ銀行	2,000,000	-	-	2,000,000	0.646%	2029年12月5日		

借入先	第37期末 残高 (千円)	第38期 増加額 (千円)	第38期 減少額 (千円)	本発行登録追 補書類提出日 現在の残高 (千円)	利率 (注1) (注2)	返済期限	用途	摘要
株式会社三菱UFJ銀行	3,000,000	-	3,000,000	-	0.970%	2020年11月27日		
株式会社三菱UFJ銀行	4,000,000	-	-	4,000,000	0.889%	2021年6月25日		
株式会社三菱UFJ銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.873%	2023年8月31日		
株式会社三菱UFJ銀行	5,000,000	-	-	5,000,000	0.510%	2024年3月25日		
株式会社三菱UFJ銀行	2,000,000	-	-	2,000,000	0.633%	2024年12月13日		
株式会社三菱UFJ銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.638%	2025年8月8日		
株式会社三菱UFJ銀行	5,000,000	-	-	5,000,000	0.600%	2025年8月29日		
株式会社三菱UFJ銀行	3,000,000	-	-	3,000,000	0.593%	2025年9月5日		
株式会社三井住友銀行	2,000,000	-	-	2,000,000	0.351%	2021年3月30日		
株式会社三井住友銀行	4,000,000	-	-	4,000,000	0.400%	2022年3月30日		
株式会社三井住友銀行	2,500,000	-	-	2,500,000	1.033%	2022年6月27日		
株式会社三井住友銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.245%	2023年12月5日		
株式会社三井住友銀行	3,000,000	-	-	3,000,000	0.300%	2025年6月26日		
株式会社日本政策投資銀行	820,000	-	-	820,000	1.449%	2021年6月25日		
株式会社日本政策投資銀行	2,000,000	-	-	2,000,000	1.188%	2021年12月3日		
株式会社日本政策投資銀行	2,000,000	-	-	2,000,000	1.056%	2025年3月24日		
株式会社日本政策投資銀行	3,000,000	-	-	3,000,000	0.843%	2027年6月14日		
株式会社日本政策投資銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.795%	2027年11月19日		
株式会社日本政策投資銀行	2,100,000	-	-	2,100,000	0.572%	2029年6月27日		
株式会社新生銀行	2,000,000	-	2,000,000	-	1.076%	2020年9月24日	(注3)	無担保・ 無保証
株式会社新生銀行	2,000,000	-	-	2,000,000	1.134%	2024年12月5日		
株式会社新生銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.843%	2027年6月14日		
株式会社新生銀行	-	1,000,000	-	1,000,000	0.525%	2028年9月25日		
株式会社新生銀行	5,000,000	-	-	5,000,000	0.673%	2029年4月5日		
株式会社新生銀行	-	1,000,000	-	1,000,000	0.675%	2030年9月24日		
信金中央金庫	2,000,000	-	-	2,000,000	0.388%	2021年12月14日		
信金中央金庫	3,000,000	-	-	3,000,000	0.663%	2027年6月4日		
信金中央金庫	2,000,000	-	-	2,000,000	0.447%	2027年12月27日		
株式会社福岡銀行	2,000,000	-	-	2,000,000	0.816%	2023年10月6日		
株式会社福岡銀行	2,000,000	-	-	2,000,000	0.480%	2026年7月7日		
株式会社福岡銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.554%	2029年9月21日		
株式会社福岡銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.598%	2030年1月30日		
株式会社あおぞら銀行	1,000,000	-	1,000,000	-	1.069%	2020年9月24日		
株式会社あおぞら銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.534%	2024年8月23日		
株式会社あおぞら銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.574%	2025年2月25日		
株式会社あおぞら銀行	2,000,000	-	-	2,000,000	0.553%	2025年2月25日		
株式会社あおぞら銀行	900,000	-	-	900,000	0.625%	2025年7月3日		
株式会社あおぞら銀行	-	500,000	-	500,000	0.525%	2028年9月25日		
農林中央金庫	2,000,000	-	-	2,000,000	0.388%	2021年12月14日		
農林中央金庫	1,000,000	-	-	1,000,000	0.604%	2025年6月5日		

借入先	第37期末 残高 (千円)	第38期 増加額 (千円)	第38期 減少額 (千円)	本発行登録追 補書類提出日 現在の残高 (千円)	利率 (注1) (注2)	返済期限	用途	摘要
農林中央金庫	2,000,000	-	-	2,000,000	0.405%	2027年6月25日		
農林中央金庫	-	2,000,000	-	2,000,000	0.525%	2028年12月25日		
みずほ信託銀行株式会社	3,000,000	-	-	3,000,000	0.586%	2030年2月4日		
みずほ信託銀行株式会社	2,000,000	-	-	2,000,000	0.606%	2030年3月29日		
みずほ信託銀行株式会社	-	2,000,000	-	2,000,000	0.675%	2030年12月24日		
明治安田生命保険相互会社	1,000,000	-	-	1,000,000	1.042%	2025年2月5日		
明治安田生命保険相互会社	3,200,000	-	-	3,200,000	0.813%	2028年6月21日		
住友生命保険相互会社	2,000,000	-	-	2,000,000	0.453%	2024年10月11日		
住友生命保険相互会社	1,000,000	-	-	1,000,000	0.583%	2029年7月20日		
住友生命保険相互会社	1,000,000	-	-	1,000,000	0.598%	2030年1月30日		
全国信用協同組合連合会	4,000,000	-	-	4,000,000	0.404%	2022年8月5日		
株式会社西日本シティ銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.388%	2021年12月14日		
株式会社西日本シティ銀行	3,000,000	-	-	3,000,000	0.646%	2026年5月27日		
太陽生命保険株式会社	1,000,000	-	1,000,000	-	1.011%	2020年12月25日		
太陽生命保険株式会社	1,000,000	-	-	1,000,000	0.969%	2024年9月24日		
太陽生命保険株式会社	1,000,000	-	-	1,000,000	0.811%	2028年6月5日		
太陽生命保険株式会社	-	1,000,000	-	1,000,000	0.675%	2030年12月24日		
株式会社中国銀行	2,000,000	-	-	2,000,000	0.816%	2023年10月6日		
株式会社中国銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.661%	2026年3月25日		
株式会社伊予銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.816%	2023年10月6日	(注3)	無担保・ 無保証
株式会社伊予銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.598%	2030年1月30日		
全国共済農業協同組合連合会	2,000,000	-	-	2,000,000	0.388%	2021年12月14日		
損害保険ジャパン株式会社	2,000,000	-	-	2,000,000	0.759%	2023年12月25日		
日本生命保険相互会社	2,000,000	-	-	2,000,000	0.225%	2023年11月22日		
株式会社八十二銀行	1,000,000	-	1,000,000	-	0.489%	2020年10月9日		
株式会社八十二銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.209%	2021年9月24日		
株式会社八十二銀行	-	1,000,000	-	1,000,000	0.300%	2025年10月9日		
株式会社山口銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.795%	2027年11月19日		
株式会社山口銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.598%	2030年1月30日		
株式会社りそな銀行	2,000,000	-	-	2,000,000	0.438%	2022年9月30日		
NTTファイナンス株式会社	1,000,000	-	-	1,000,000	0.408%	2023年5月31日		
株式会社紀陽銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.598%	2030年1月30日		
株式会社七十七銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.408%	2023年5月31日		
株式会社第四銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.396%	2022年11月21日		
大同生命保険株式会社	1,000,000	-	-	1,000,000	0.316%	2023年12月25日		
株式会社千葉銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.449%	2023年10月25日		
東京海上日動火災保険株式会社	1,000,000	-	-	1,000,000	0.299%	2023年6月27日		
株式会社百五銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.582%	2025年4月25日		
株式会社広島銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.396%	2022年11月21日		

借入先	第37期末 残高 (千円)	第38期 増加額 (千円)	第38期 減少額 (千円)	本発行登録追 補書類提出日 現在の残高 (千円)	利率 (注1) (注2)	返済期限	用途	摘要
三井住友海上火災保険株式会社	1,000,000	-	-	1,000,000	0.310%	2026年10月2日	(注3)	無担保・ 無保証
三井住友信託銀行株式会社	1,000,000	-	-	1,000,000	0.691%	2026年3月25日		
合計	160,520,000	8,500,000	11,000,000	158,020,000				

(注1) 利率は、小数第4位以下を四捨五入しています。なお、上記借入先に支払われた融資手数料は含まれません。

(注2) 短期借入金は全て変動金利による借入れです。長期借入金は全て固定金利による借入れです。

(注3) 資金用途は、不動産又は不動産信託受益権の購入資金（付帯費用を含みます。）、借入金の返済資金及び投資法人債の償還資金等です。

(注4) 第39期における2021年3月5日時点の増減はありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

日本プライムリアルティ投資法人 本店
（東京都中央区八重洲一丁目4番16号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）